

## 第31回美浜区民フェスティバル フリーマーケット出店者募集要項

この募集要項は、美浜区民フェスティバルにおいてフリーマーケット出店者を募集するにあたり、必要な事項を定めたものです。応募にあたっては、必ず本募集要項の内容をご確認いただき、同意のうえ、申込書を提出してください。

### 1 第31回美浜区民フェスティバル概要

- 日 時：令和5年10月1日（日） 10時00分～14時00分
- 会 場：稲毛海浜公園
- 出店時間：10時00分～14時00分

### 2 応募資格

区内在住・在勤で営利を目的としない個人・団体

### 3 販売品目

一般家庭用品、手作り品など（飲食物品、動植物、医薬品等、法令上の制限のあるものは除く）

《特記事項》

- ① 衣料品：新品もしくはクリーニング（洗濯）処理をしてあるものとする。
- ② 家具類：修理・補修を必要としないものに限る。
- ③ 食器類：新品に限る。
- ④ その他：公序良俗に反する物及び係員が不相当と認めたものについて、出品を断る場合があるため、出品の可否に疑問があるものは、事前に問い合わせること。

### 4 募集区画数

先着100区画（1区画当たり：奥行2m×幅3m）

### 5 出店料

1区画 2,000円

《特記事項》

- ① 出店者側の都合により出店できなくなった場合、9月19日（火）までにキャンセルの手続きをしてください。9月20日（水）以降のキャンセルは、出店料の返金は致しかねますので、ご了承ください。なお、返金の際には、出店許可証と通行証並びに領収書が必要となりますので、大切に保管ください。
- ② 美浜区民フェスティバルが中止となった場合は、出店料を返金致しますので、10月13日（金）までに事務局窓口までお越しください。なお、返金の際には、領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

## 6 応募方法

別紙「第 31 回美浜区民フェスティバル フリーマーケット出店申込書」に必要事項を記入し、事務局窓口へご持参ください。その際に出店料のお支払もお願いいたします。

なお、応募は1個人・1団体につき2区画までです。別の申込者（家族・知人等）との出店場所の隣接希望は受け付けません。

## 7 応募期間

- 日程：令和5年8月1日（火）～8月15日（火）（土・日曜日・祝日除く）
- 時間：午前8時30分～午後5時30分

## 8 出店場所の抽選

出店場所については実行委員会にて抽選を行い決定します。  
抽選結果については後日通知いたします。

## 9 出店許可証と通行証

出店場所の抽選後に、出店許可証と通行証をお渡しします。  
通行証は1区画につき1枚発行いたします。1区画に2名以上で参加される場合でも、2枚以上の発行はいたしませんのでご了承ください。

## 10 出店物の搬入・搬出等について

- 搬入時間：原則として8時10分から9時40分まで
- 搬出時間：原則として14時00分から15時00分まで

《特記事項》

- ① 搬入・搬出の際は、必ず通行証を提示してください。
- ② 設営に伴う資機材や荷物の搬入出は、実行委員会の指示に従い、決められた時間内に行ってください。途中の入退出はできませんのでご注意ください。
- ③ 搬入・搬出・陳列とも出店者が行ってください。
- ④ 搬入車両は荷物を降ろしたあと、速やかに移動し、指定された駐車場（千葉市地方卸売市場）に駐車してください。

その他の駐車場には駐車しないようにお願いします。

## 11 注意事項

### （1）会場・出店に関すること

- ① 火気・発電機は使用しないでください。
- ② 出店に必要なもの（台車、シート、テント、机等）は各自でご用意ください。  
※区画内（奥行2m×幅3m）に収まるものを使用ください。
- ③ 記録のため、出店の様子を撮影いたします。翌年度以降の参考にするとともに、ホームページ

や市政だより等に掲載する場合がありますので、ご承知おきください。

- ④ 申込内容に虚偽があった場合は、出店許可を取り消す場合があります。

## (2) 出店者の責任・義務

- ① 会場内外におけるトラブル・事故等が発生した場合や購入者からの苦情等については、出店者自ら責任と費用をもって対応してください。実行委員会及び千葉市は一切の責任を負いません。
- ② 実行委員会・警察・消防・行政等により指導があった場合には、それに従ってください。
- ③ 他の出店者や参加者等に迷惑をかける行為や会場等において主催者の指示に従っていただけない場合は、即時退去していただくとともに、翌年以降の出店をお断りします。
- ④ 出店終了後は、出店者が責任を持って清掃し、出店場所の原状回復を行ってください。なお、著しい汚れや損傷等、原状回復工事が必要と判断される場合は、それにかかる諸経費等について、出店者に負担していただきます。
- ⑤ 出店者から出るごみは、各自持ち帰ってください。
- ⑥ 出店場所には、常に大人1名以上を配置してください。
- ⑦ 終了時刻になったら販売を終えること。

### 申込先・問合せ先

〒261-8733

千葉市美浜区真砂5丁目15番1号

美浜区民フェスティバル実行委員会事務局

(美浜区役所3階 地域地域づくり支援課内)

Tel : 043-270-3124 / Fax : 043-270-3191